

建設リサイクル法施行に伴う工事の取扱いについて

1 対象建設工事

市は工事発注する際、建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」(コンクリート、アスファルト混合物、木材及びコンクリートと鉄から成る建設資材(二次製品など)を使用する工事或いは、廃棄物としてコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材が発生する工事(一定規模以上の工事)である場合には、縦覧設計書へ「建設リサイクル法対象建設工事」であることを明示しています。

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延べ床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	延べ床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替	工事金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事など)	工事金額 500万円以上

2 法第11条(通知)

対象建設工事は、市が五所川原県土整備事務所へ通知することとなっているため、落札者は別紙「通知書」への添付書類として、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注担当課へ提出して下さい。着工前に通知する必要があることから、監督職員から提出期日について適宜指示を受けてください。

3 法第12条(説明)

対象建設工事は、契約を取り交わす前に、別紙「説明書」及び「別表分別解体等の計画等」の書面により、監督職員は落札者から分別解体等の事項について説明を受けます。

なお、「解体工事に要する費用」及び「再資源化等に要する費用」とは、落札者の見積費用(直接工事費ベース、消費税抜き)のことであり、市の積算金額と同様である必要はありません。

「分別解体」とは、「建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ施工」する行為であり、「工事現場から搬出するための積み込み作業まで」をいいます。

「解体工事」とは、「建築物等については、建築物等の構造耐力上主要な部分について、全部又は一部を取り壊す工事」、「工作物については、全部又は一部を取り壊す工事」をいいます。

「再資源化等」とは「建設資材廃棄物の運搬又は処分(再生含む)に該当するもの」で、「資材又は原材料として利用すること」又は「燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること」及び「木材について、50kmの範囲内に再資源化をするための施設が存在しない場所で工事を施工する場合等は縮減(焼却)」をいいます。

4 変更の取扱い

当初設計では、対象建設工事ではなかったが、変更により、対象建設工事となった場合は、県へ通知することは要しませんが、別紙「説明書」及び「別表分別解体等の計画等」を監督職

員が受注者から受け取り、確認します。

5 法第18条（発注者への報告等）

監督職員は受注者から、別紙「再資源化等報告書」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」「再生資源利用計画書（実施書）」により報告を受けるものとします。

なお、再資源化が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨申告し、適切な措置を取るよう求めることとします。

6 特記仕様書への記載

法第12条の説明及び法第18条の報告に関して、特記仕様書第13条「その他の特記事項」に記載します。